

学校いじめの防止基本方針

静岡県立沼津聴覚特別支援学校

策定：平成26年8月27日

改定：令和5年4月3日

目 次

I 総則

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念
- 3 いじめの禁止
- 4 関係者の責務
 - (1) 学校及び学校の教職員の責務
 - (2) 保護者の責務等

II 学校基本方針

- 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針
- 2 いじめ問題対策連絡協議会

III 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 基本的施策
 - (1) 人権・道徳教育等の実施
 - (2) こどもの自主的活動の場の設定
 - (3) 早期発見のための措置
 - (4) 相談体制
 - (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
 - (6) いじめ対策にあたる人員の人選
 - (7) いじめの調査・研究
 - (8) 配慮を要する子どもへの支援
- 2 いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための校内組織
 - (1) 人権教育委員会及び校内教育相談
 - (2) 生徒指導課
 - (3) 担任・学年・学部
- 3 個々のいじめに対して学校が講ずる措置
 - (1) いじめの事実確認
 - (2) いじめを受けた児童生徒またはその保護者に対する支援
 - (3) いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言
 - (4) 周囲の児童生徒への指導
 - (5) 関係機関等との連携
 - (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであるときの警察署との連携
- 4 懲戒、出席停止制度の運用等

IV 重大事態への対処

- 1 重大事態の定義
- 2 重大事態発生時の基本的な対応
- 3 校内体制と役割分担
- 4 事実関係を明確にするための調査
- 5 いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供
- 6 重大事態が発生した報告及び措置

V 学校評価における留意事項に関する規定

学校いじめ防止のための基本方針

【根拠法等】

いじめ防止対策推進法	平成25年6月28日公布 同年9月28日施行
いじめの防止等のための基本的な方針	文部科学大臣 平成25年10月11日
静岡県いじめ対応マニュアル	静岡県・市町教育委員会代表者会 平成25年1月
生徒指導提要	文部科学省 平成22年3月
いじめの防止等のための基本的な方針 改定	文部科学大臣 平成29年3月16日
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン	文部科学省 平成29年3月
静岡県子どもいじめ防止条例	静岡県知事 平成28年12月27日
生徒指導提要 改訂	文部科学省 令和4年12月

I 総則

1 いじめの定義（平成25年 いじめ防止対策推進法）

「いじめ」を、以下のように定義する。

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※ 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生していることもあることから、以下のようなものもいじめの表れとして考える。

- * 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、けられたりする
- * ひどくぶつかられたり、叩かれたり、けられたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、すてられたりする
- ◆ 冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◆ 仲間外れ、集団による無視をされる
- ◆ 嫌な事や恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◆ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめが「解消している」状態とは、いじめにかかわる行為が、少なくとも3か月以上止んでおり、いじめを受けたこどもが心身の苦痛を感じていないことが満たされているものとする。

2 いじめの防止等のための対策の基本理念（平成25年 いじめ防止対策推進法）

- (1) いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こりうるものである、つまり「全ての児童等に関係する問題」である。ゆえに、子どもが安心して学習や他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしていかなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、すべての子どもがいじめを行わず、及び他の子どもに対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないようにするため、いじめが心身に及ぼす影響について、子どもの理解を深めていかなければならない。
- (3) いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

3 いじめの禁止（平成25年 いじめ防止対策推進法）

- (1) いじめを行ってはならない。
- (2) いじめが行われていることを認識していながら放置（見て見ないふり、はやし立てる）してはならない。

4 関係者の責務（平成25年 いじめ防止対策推進法）

(1) 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する子どもの保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する子どもがいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速、組織的にこれに対処する。

(2) 保護者の責務等

- ① 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、その保護する子どもがいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導やその他必要な指導を行うように努める。
- ② 保護者は、その保護する子どもがいじめを受けた場合には、適切に子どもをいじめから保護するものとする。
- ③ 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に、協力するよう努める。
- ④ ①の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、③の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

Ⅱ 学校基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

- (1) すべての教職員が、学校教育目標の実現に向けて取り組む中で、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるようにする。
- (2) 早期発見・早期対応を実現するために、計画的かつ継続的な施策を図る。
- (3) 校内に対策組織を位置づけ、教育相談体制や生徒指導体制を整える。
- (4) 取組みの年間計画を策定し、PDCAサイクルの考えのもとに評価・改善を図る。
- (5) 取組みにおいては、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。
- (6) 対策の策定にあたっては、保護者や生徒代表、地域住民などの参加を図る。
- (7) 学校基本方針は、ホームページなどで公表するとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に子ども、保護者、関係機関などに説明をする。
- (8) いじめの防止などのための取組みにかかわる達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

2 いじめ問題対策連絡協議会

学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成される「いじめ問題対策連絡協議会」を通して連携を図る。

Ⅲ 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

1 基本的施策

(1) 人権・道徳教育等の実施

- ① いじめを防止するために、教科、特別活動等を通して、児童生徒の人間関係が良好に保てるよう、年間を通して計画的に指導する。そのための年間指導計画を立案し指導を行う。
- ② 子どもが自主的に活動するようために、学級活動や児童会・生徒会活動などで、子どもが自主的にいじめについて考え、議論する場を設ける。

(2) 早期発見のための措置

いじめを早期発見するために、面談やアンケート（児童生徒、保護者）を計画的に、また必要に応じて緊急的に実施する。

(3) 相談体制

発見したいじめに対して、いじめを受けた児童生徒及びその保護者、いじめを行った児童生徒及びその保護者に対して支援を行う。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ① 携帯電話、スマートフォン等の通信端末の適切な使い方を、定期的に指導する。
- ② 誹謗中傷脅迫等の書き込みは犯罪行為であることを指導する。
- ③ 掲示板、SNS、メール等によるいじめが行われた場合、適切かつ迅速に対応する。
 - ・書き込みを実際に確認する。
 - ・被害にあった児童生徒や、関係している児童生徒からの詳細な聞き取りを行う。
 - ・被害拡大を防ぐための書き込みの削除を迅速に行い、保護者に対して携帯電話等の使用方法について適切な対応を求める。 等

(5) いじめ対策にあたる人員の人選

いじめが発見された場合、人権教育委員会及び生徒指導課を中心として、いじめ解決に向け適切な人選（管理職、学部主事、学年主任、学年教員等）を行う。

(6) いじめの調査・研究

発生した校内のいじめに対して、調査を行い、防止をするための検討及び研究を実施する。

(7) 配慮を要する子どもへの支援

学校として特に配慮が必要な子どもについては、日常的に、配慮を必要とする子どもの特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。

2 いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための校内組織

(1) 人権教育委員会及び校内相談体制

- ① 人権教育委員会は、校長、副校長（教頭）、生徒指導課及び養護教諭で組織する。
必要に応じて、該当児童生徒の所属する学部主事及び関係職員を加える。
- ② 児童生徒のいじめ行為等の問題行為に対する教育カウンセラー等の対応が必要な場合は、校内教育相談体制で対応する。
 - ・校長、副校長（教頭）、生徒指導課及び養護教諭
 - ・学部主事及び関係職員
 - ・コーディネータ（関係機関との連絡、支援要請）
- ③ いじめの内容によっては、保護者会を速やかに実施して情報提供を行い、いじめの再発防止対策を講ずる。

(2) 生徒指導課

- ① 生徒指導課は、児童生徒のいじめ等の問題行動に対して、その防止と対応を、担任、学年、学部、寄宿舎指導員と連携、協力して行う。
- ③ その一環として、年間2回のいじめアンケートを行い、集計・分析し、必要な対応を該当学部と協力して行う。

(3) 担任・学年・学部

担任、学年、学部は、生徒指導課を中心としていじめを受けた児童生徒や、いじめを行った児童生徒、関係した児童生徒に適切な指導を行うとともに、いじめを受けた児童生徒の保護者に対して調査した情報を提供する。

3 個々のいじめに対して学校が講ずる措置

(1) いじめの事実確認

- ① いじめの疑いがある事案を発見した場合は、速やかに担任、部主事、生徒指導課に連携し、いじめの事実確認を行う。
- ② いじめに関する人権教育委員会を開催し、校長は、事案に関する情報の収集と時系列での記録を指示する。収集した情報は、学校設置者（特別支援教育課）へ報告する。

(2) いじめを受けた児童生徒またはその保護者に対する支援

- ① いじめを受けた児童生徒に対して
 - ・信頼関係ができていない教員から、「最後まで絶対に守る」という意思を伝える。
 - ・児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプランを立てる。
 - ・心のケアや登下校、休み時間の見守りなど、具体的な安全確保を教職員で分担する。

② いじめを受けた児童生徒の保護者に対して

- ・保護者に事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。
- ・解決するまで学校が主となって取り組み、解決後も定期的に学校の様子を報告する。

(3) いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言

① いじめを行った児童生徒に対して

- ・事態の深刻さを認識させ、「いかなる事情があっても、いじめは許されない」ことを伝える。
- ・安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方を考えさせる指導を行う。
- ・いじめに至った原因や背景を踏まえ、継続的に、立ち直りに向けた支援・指導を行う。

② いじめを行った児童生徒の保護者に対して

- ・保護者に事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。
- ・解決するまで学校が主となって取り組み、解決後も定期的に学校の様子を報告する。

(4) 周囲の児童生徒への指導

- ① はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりするのは、「いじめているのと同じ」だということを理解させる。
- ② 勇気ある行動（いじめを止める、教師に伝える）ができなかった自分を見つめ直し、個人や集団で再発を防ぐための具体的な手立てを指導する。
- ③ 必要に応じて、学級、学年、学部、学校全体で再発防止に向けた指導を行う。

(5) 関係機関等との連携

- ① 県教育委員会、警察署の少年サポートセンター、児童相談所、民生委員・主任児童委員等と、日頃から積極的な情報交換を行う。
- ② 必要に応じて、県教育委員会からのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士などの専門家関係機関の紹介や研修機会の提供などの支援が受けられるよう、県教育委員会との連携確保に努める。

(6) 犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときの警察署との連携

暴力をふるう（暴行・傷害）、金品をたかる（恐喝）、嫌がることを無理にさせる（強要）、持ち物を故意に壊す（器物破損）など、犯罪行為に該当する行為には、学校は、組織として、警察署と連携して対応する。

4 懲戒、出席停止制度の運用等

懲戒、出席停止などを行う際は、児童生徒の発達段階に応じた対応を行うように留意する。

IV 重大事態への対処

**基本的には、いじめが発覚した場合、
全てが重大事態として対応する！**

1 重大事態の定義

- (1) いじめにより、「子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」があると認められるとき。(子どもが自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品などに重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合 等)
- (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが、相当の期間(年間30日が目安)、または、連続して欠席しているとき。
- (3) 子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。

2 重大事態発生時の基本的な対応

- (1) 管理職へ正確な情報を迅速に伝える。
- (2) 躊躇なく、関係機関(警察・CRT)に支援を求める。
- (3) 児童生徒、保護者へ、正確な情報を迅速・確実に伝え、二次被害を防止する。

3 校内体制と役割分担

(1) 管理職	校内の統制と指揮、経過の記録、職員の把握 学外への緊急要請、報道機関への対応、
(2) 主事会	管理職の補助、授業変更、勤務変更等の措置、保護者・地域との連携
(3) 生徒指導課	全校児童生徒への対応、現場での実践対応、警察等関係機関との連携
(4) 養護教諭 コーディネータ	応急処置と心のケア 医療機関、CRT、教育カウンセラーとの連携
(5) 学部・学年・学級	個々の児童生徒への対応、保護者との連絡、教室でのケア
(6) その他の分掌	教職員間の連携と補助、臨機応変な対応等

4 事実関係を明確にするための調査

- (1) いじめ行為の「事実」の関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- (2) 因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的事実を速やかに調査する。
- (3) 調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合い調査する。
- (4) 学校が以前行った調査の資料を再分析すると共に、新たな調査を実施する。

5 いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

- (1) 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
(適時、適切な方法で、経過報告があるように提供する)
- (2) 関係者の個人情報には十分配慮する。但し、個人情報を盾に、説明を怠ってはならない。
- (3) 得られたアンケートは、「いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合がある」ことを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を児童生徒や保護者に説明する。

6 重大事態が発生した報告及び措置

- (1) 地方公共団体の長（※県立学校は、県知事）に対する重大事態が発生した旨の報告を行う。
 - ・ 調査結果を設置者に報告する。
 - ・ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、その児童生徒と保護者の所見をまとめた文章の提供を受けて調査結果に添える。
- (2) 地方公共団体の長による再調査を受ける。
 - ・ 設置者の下に、重大事態の調査組織を設置する。
(弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等)
 - ・ 調査組織が、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
 - ・ 調査結果を、地方公共団体の長に報告する。
 - ・ 調査結果を踏まえた必要な措置を速やかに行う。
- (3) 再調査、結果を踏まえ、講ずる措置を受ける。
 - ・ 県教育委員会指導主事、教育センターの専門家、外部専門家等による重点的支援等を受ける。

V 学校評価における留意事項に関する規定

学校自己評価に、「互いが認め合い、互いを尊重し合う学級づくり」、「友達を思いやる心とことば」、「いじめの早期発見・対応」等について項目として定めて、定期的に評価する。「学校いじめ防止基本計画」概要版を作成し、防止のための年間計画、生徒・保護者向けアンケート等を添付して「いじめ防止マニュアル」とする。

重大事態対応

いじめの疑いに関する情報

- いじめの防止等の対策のための組織でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有。
- いじめの事案の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

○学校の設置者に重大事態の発生を報告

- ア) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 - イ) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
- ※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※いじめ防止対策推進法第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

●調査組織で、事案関係を明確にするための調査を実施

- ※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※これまでに学校で先行して調査している場合も調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

●いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供。
- ※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

●調査結果を学校の設置者に報告

- ※いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

●設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

いじめ防止対策 年間活動計画

月	会議・委員会・いじめ対策・施策 等
4	○職員会議 ・「いじめの定義」「いじめ防止の基本方針」について教職員全員で確認する。 ・早期の発見と、迅速な対応について、そのポイントを教職員全員で誓い合う。 ○各学部で、発達段階に応じた児童・生徒への人権教育について確認する。
5	○各学部・学年で、互いを認め合う学級づくりに邁進する。
6	○生徒指導課や人権教育委員会の担当者会議 ・前期のいじめアンケート、自己肯定感アンケート、教職員人権アンケートの内容を検討する。 ○児童会・生徒会の取組状況について
7	○前期のいじめアンケート、自己肯定感アンケート、教職員人権アンケートの実施 ・前期のアンケート回答内容を確認し、必要に応じて事実確認等の対応をする。
8	○教職員人権研修会 ・県が主催する人権研修会に参加した教職員による伝達講習会を実施する。 ○前期のアンケート結果の集計と共有 ・職員会議にて、前期のアンケート結果について教職員全体に共有する。 ・前期のアンケート結果を踏まえて各学部で対応策や改善策を練り、実施する。
9	○携帯電話（スマートフォン）講座 ・携帯電話（スマートフォン）の使用ルールや危険性などを指導する。
10	○児童会・生徒会による「あいさつ運動」
11	○生徒指導課や人権教育委員会の担当者会議 ・後期のいじめアンケート、自己肯定感アンケート、教職員人権アンケートの内容を検討する。 ○全校行事「学習発表会・朱鷺祭」 ・全校行事への準備を通じて、周りの児童生徒と協力して取り組むことの良さや適切な関わり方について指導する。
12	○後期のいじめアンケート、自己肯定感アンケート、教職員人権アンケートの実施 ・後期のアンケート回答内容を確認し、必要に応じて事実確認等の対応をする。
1	○後期のアンケート結果の集計と共有 ・職員会議にて、後期のアンケート結果について教職員全体に共有する。 ・後期のアンケート結果を踏まえて各学部で対応策や改善策を練り、実施する。
2	○生徒指導課や人権教育委員会の担当者会議 ・今年度の振り返り及び次年度の計画案を作成する。
3	○職員会議 ・今年度のまとめと次年度の方向性を伝える。

※「いじめの認知」については、件数が多いことが学校や学級に問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが「対策のスタートライン」であるととらえることが肝要である。